令和
７
年版

実務 税法六法

令和７年度の税制改正を
整理した**最新版！**

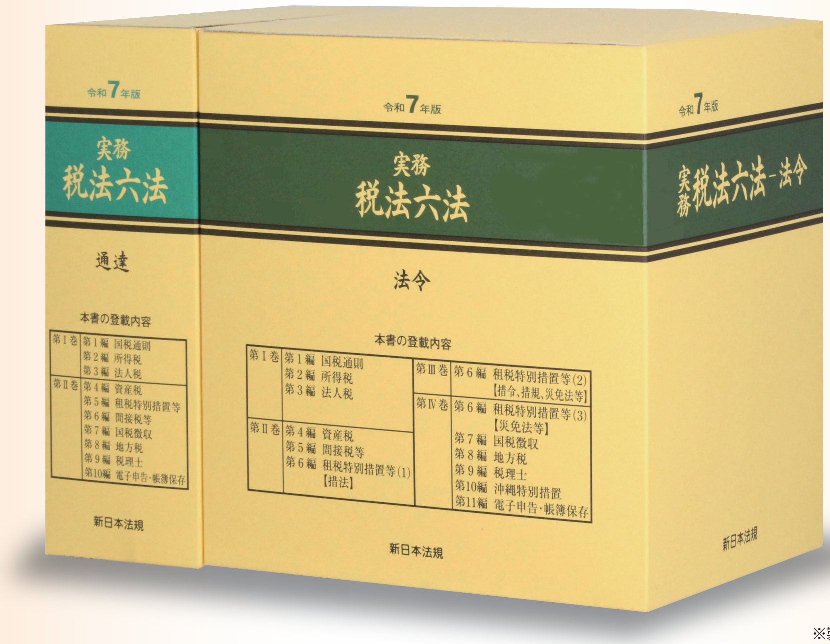
令和7年版
実務
税法六法
通達
本書の登載内容
第Ⅰ巻 第１編 国税通則
第２編 所得税
第３編 法人税
第Ⅱ巻 第４編 資産税
第５編 租税特別措置等
第６編 間接税等
第７編 国税徴収
第８編 地方税
第９編 税理士
第10編 電子申告・帳簿保存
新日本法規
令和7年版
実務
税法六法
法令
本書の登載内容
第Ⅰ巻 第１編 国税通則
第２編 所得税
第３編 法人税
第Ⅱ巻 第４編 資産税
第５編 間接税等
第６編 租税特別措置等(1)【措法】
第Ⅲ巻 第６編 租税特別措置等(2)【措令、措規、災免法等】
第Ⅳ巻 第６編 租税特別措置等(3)【災免法等】
第７編 国税徴収
第８編 地方税
第９編 税理士
第10編 沖縄特別措置
第11編 電子申告・帳簿保存
新日本法規
令和7年版
実務税法六法－法令
新日本法規

※製品仕様を変更することがありますので、
ご了承ください。

法令編 〈7月発行予定〉

日常執務に必要な税法関係法令を網羅

- ●基本法には、各条ごとに関連条文を付してありますので、条文の解釈・運用に便利です。
- ●条文中に原条文の理解を助けるために、〔 〕にて適宜条文見出しを記してあります。

A5判・4巻組・ケース付
定価9,130円（本体8,300円）送料960円
ISBN978-4-7882-9473-8

通達編 〈10月発行予定〉

国税から地方税まで、広範囲にわたる基本通達を全面登載

- ●所得税・法人税・相続税関係には、重要な個別通達まで収録してあります。
- ●巻末には、通達を発翰年月日順に整理した通達年次索引を登載してあります。

A5判・2巻組・ケース付
定価6,710円（本体6,100円）送料730円
ISBN978-4-7882-9474-5

★法令編は本年度の税制改正を織り込んで発行、通達編は最新の通達まで織り込んだ最新版です。
必要な法令・通達が両編で一体的に編集されており、安心してご利用いただける実務書です。

☎ **0120-089-339**（通話料無料）
受付時間 9:00～16:30（土･日･祝日を除く）
WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/

※本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%程度（グリーン購入法適応）を使用しております。

総合法令情報企業として社会に貢献
新日本法規出版

法　令　編

Ⅰ　巻

第１編　国税通則
第２編　所得税
第３編　法人税
　第１章　法人税
　第２章　地方法人税

Ⅱ　巻

第４編　資産税
　第１章　相続税
　第２章　地価税
　第３章　登録免許税
第５編　間接税等
　第１章　消費税
　第２章　酒　税
　第３章　たばこ税
　第４章　揮発油税
　第５章　地方揮発油税
　第６章　石油ガス税
　第７章　航空機燃料税
　第８章　石油石炭税
　第９章　自動車重量税
　第10章　国際観光旅客税
　第11章　印紙税
　第12章　電源開発促進税
　第13章　輸入品に係る内国消費税
第６編　租税特別措置等⑴

Ⅲ　巻

第６編　租税特別措置等⑵

Ⅳ　巻

第６編　租税特別措置等⑶
第７編　国税徴収
第８編　地方税
第９編　税理士
第10編　沖縄特別措置
第11編　電子申告・帳簿保存

通　達　編

Ⅰ　巻

第１編　国税通則
第２編　所得税
第３編　法人税

Ⅱ　巻

第４編　資産税
第５編　租税特別措置等
第６編　間接税等
第７編　国税徴収
第８編　地方税
第９編　税理士
第10編　電子申告・帳簿保存

○内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

内容見本〔A5判縮小〕

令和6年版より

▼法令編より

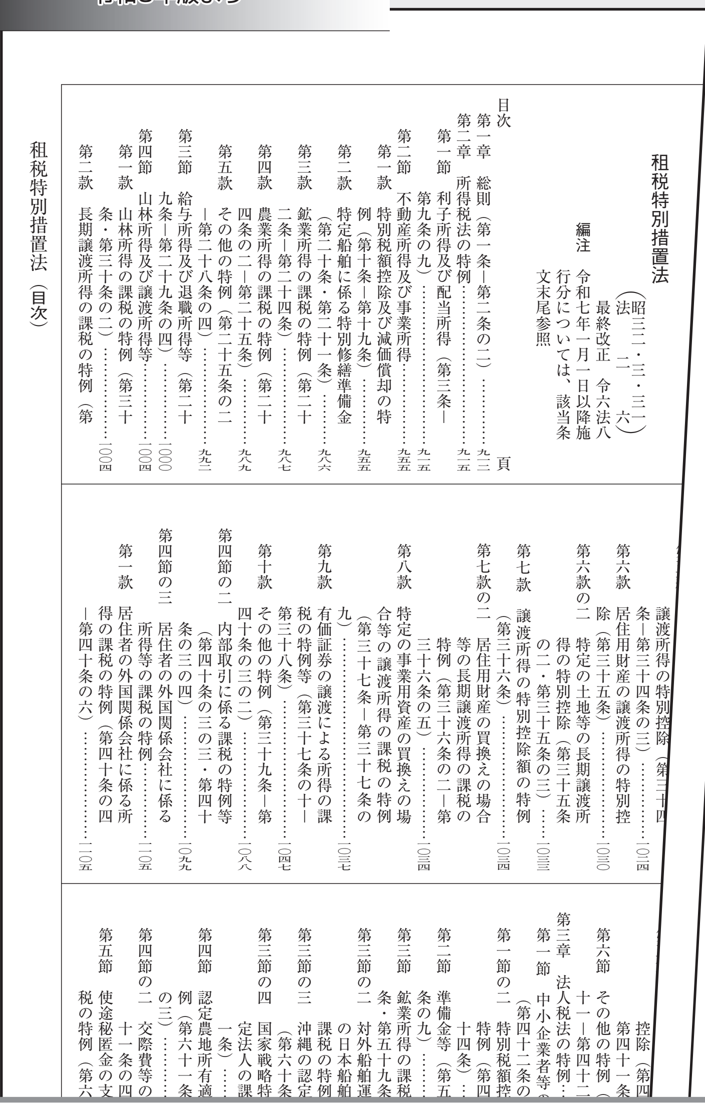

租税特別措置法

（昭三二・三・三一　法二六）

最終改正　令六法八

編注　令和七年一月一日以降施行分については、該当条文末尾参照

目次　頁

第一章　総則（第一条―第二条の二）……九二三
第二章　所得税法の特例……九二五
第一節　利子所得及び配当所得（第三条―第九条の九）……九二五
第二節　不動産所得及び事業所得……九五五
第一款　特別税額控除及び減価償却の特例（第十条―第十九条）……九五五
第二款　特定船舶に係る特別修繕準備金（第二十条・第二十一条）……九八六
第三款　鉱業所得の課税の特例（第二十二条―第二十四条）……九八七
第四款　農業所得の課税の特例（第二十四条の二―第二十五条）……九八九
第五款　その他の特例（第二十五条の二―第二十八条の四）……九九二
第三節　給与所得及び退職所得等（第二十九条―第二十九条の四）……一〇〇〇
第四節　山林所得及び譲渡所得等……一〇〇四
第一款　山林所得の課税の特例（第三十条・第三十条の二）……一〇〇四
第二款　長期譲渡所得の課税の特例（第

租税特別措置法（目次）

譲渡所得の特別控除（第三十四条―第三十四条の三）……一〇二四
第六款　居住用財産の譲渡所得の特別控除（第三十五条）……一〇三〇
第六款の二　特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除（第三十五条の二・第三十五条の三）……一〇三三
第七款　譲渡所得の特別控除額の特例（第三十六条）……一〇三四
第七款の二　居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例（第三十六条の二―第三十六条の五）……一〇三四
第八款　特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例（第三十七条―第三十七条の九）……一〇三七
第九款　有価証券の譲渡による所得の課税の特例等（第三十七条の十―第三十八条）……一〇四七
第十款　その他の特例（第三十九条―第四十条の三の二）……一〇八八
第四節の二　内部取引に係る課税の特例等（第四十条の三の三・第四十条の三の四）……一〇九九
第四節の三　居住者の外国関係会社に係る所得等の課税の特例……一一〇五
第一款　居住者の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第四十条の四―第四十条の六）……一一〇五
控除（第四
第四十一条
第六節　その他の特例（
十一―第四十二
第三章　法人税法の特例…
第一節　中小企業者等の
（第四十二条の
第一節の二　特別税額控
特例（第四
十四条）…
第二節　準備金等（第五
条の九）…
第三節　鉱業所得の課税
条・第五十九条
第三節の二　対外船舶運
の日本船舶
課税の特例
第三節の三　沖縄の認定
（第六十条
第三節の四　国家戦略特
定法人の課
一条）…
第四節　認定農地所有適
例（第六十一条
の三）…
第四節の二　交際費等の
十一条の四
第五節　使途秘匿金の支
税の特例（第六

▼通達編より

所得税基本通達

（昭45．７．１　直審（所）30）

最終改正　令６課個２－12ほか

（令和７年１月１日以後に適用される部分については未改正）

所得税基本通達の制定について

所得税基本通達を別冊のとおり定めるとともに、所得税に関する既往の取扱通達を別紙のとおり改正または廃止したから、通達する。

この所得税基本通達の制定に当たっては、従来の所得税に関する通達について全面的に検討を行ない、これを整備統合する一方、その内容面においては、法令の単純な解説的留意規定はできるだけ設けないこととするなど通達を簡素化するとともに、なるべく画一的な基準を設けることを避け、個々の事案に妥当する弾力的運用を期することとした。したがって、この通達の具体的な適用に当たっては、法令の規定の趣旨、制度の背景のみならず条理、社会通念をも勘案しつつ、個々の具体的事案に妥当する処理を図るよう努められたい。

第１編　総　　則

第１章　通　　則

法第２条《定義》関係

〔居住者、非永住者及び非居住者（第３、４、５号関係）〕

（住所の意義）

２－１　法に規定する住所とは各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定する。（平11課所４－25改正）

（注）　国の内外にわたって居住地が異動する者の住所が国内にあるかどうかの判定に当たっては、令第14条《国内に住所を有する者と推定する場合》及び第15条《国内に住所を有しない者と推定する場合》の規定があることに留意する。

（再入国した場合の居住期間）

２－２　国内に居所を有していた者が国外に赴き再び入国した場合において、国外に赴いていた期間（以下この項において「在外期間」という。）中、国内に、配偶者その他生計を一にする親族を残し、再入国後起居する予定の家屋若しくはホテルの一室等を保有し、又は生活用動産を預託している事実があるなど、明らかにその国外に赴いた目的が

（国内に居住する者の非永住者等の区分）

２－３　国内に居住する者については、次により非居住者、非永住者等の区分を行うことに留意する。（平11課所４－25、平18課個２－７改正）

⑴　入国後１年を経過する日まで住所を有しない場合　　入国後１年を経過する日までの間は非居住者、１年を経過する日の翌日以後は居住者

⑵　入国直後には国内に住所がなく、入国後１年を経過する日までの間に住所を有することとなった場合　　住所を有することとなった日の前日までの間は非居住者、住所を有することとなった日以後は居住者

⑶　日本の国籍を有していない居住者で、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が５年を超える場合　　５年以内の日までの間は非永住者、その翌日以後は非永住者以外の居住者

（居住期間の計算の起算日）

２－４　法第２条第１項第３号に規定する「１年以上」の期間の計算の起算日は、入国の日の翌日となることに留意する。（平18課個２－７改正）

（過去10年以内の計算）

２－４の２　法第２条第１項第４号に規定する「過去10年以内」とは、判定する日の10年前の同日から、判定する日の前日までをいうことに留意する。（平18課個２－７追加）

（国内に住所又は居所を有していた期間の計算）

２－４の３　法第２条第１項第４号に規定する「国内に住所又は居所を有していた期間」は、暦に従って計算し、１月に満たない期間は日をもって数える。

また、当該期間が複数ある場合には、これらの年数、月数及び日数をそれぞれ合計し、日数は30日をもって１月とし、月数は12月をもって１年とする。

なお、過去10年以内に住所又は居所を有することとなった日（以下この項において「入国の日」という。）と住所又は居所を有しないこととなった日（以下この項において「出国の日」という。）がある場合には、当該期間は、入国の日の翌日から出国の日までとなることに留意する。（平18課個２－７追加）

〔人格のない社団等（第８号関係）〕

（法人でない社団の範囲）

２－５　法第２条第１項第８号に規定する法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意思の下にその構成員の個性

新日本法規出版株式会社

本　社
総轄本部　〒460-8455 名古屋市中区栄１丁目23番20号　　東京本社　〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

(2025.2)1010025Q

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。